

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

## 115 アドレナリン②（小児科26）

<平成21年9月15日>

○ **標榜薬効（薬効コード）**

副腎髄質ホルモン（245）

○ **成分名**

アドレナリン【外用薬】

○ **主な製品名**

ボスミン液

○ **承認されている効能・効果**

- ① 次の疾患に基づく気管支痙攣の緩解：気管支喘息、百日咳
- ② 局所麻酔薬の作用延長（粘膜面の表面麻酔に限る）
- ③ 手術時の局所出血の予防と治療
- ④ 耳鼻咽喉科領域における局所出血
- ⑤ 耳鼻咽喉科領域における粘膜の充血・腫脹
- ⑥ 外創における局所出血

○ **薬理作用**

交感神経刺激作用

○ **使用例**

原則として、「アドレナリン【外用薬】」を「クループ症候群」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ **使用例において審査上認める根拠**

薬理作用が同様と推定される。

○ **留意事項**

使用上の注意において、「小児等では全身の副作用が起こりやすいので、少量から投与を開始するなど患者の状態を観察しながら慎重に投与すること。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。